

令和2年第2回日南町議会定例会

請 願 文 書 表

受理番号	受理年月日	件名	請願の要旨	請願者の住所及び氏名	紹介議員氏名	付託委員会
第1号	令和2年 2月13日	所得税法第56条の廃止を求める請願書	別紙写し のとおり	鳥取県米子市博労町3-90 民商鳥取県連婦人部協議会 会長 西田 美津子	久代安敏 岡本健三	総務教育常任委員会



日南町議会議長  
山本芳昭 様

令和 2年 2月 13日

鳥取県米子市博労町3-90  
民商鳥取県連婦人部協議会  
会長 西田美津子  
電話 0859-22-3860 FAX0859-34-2823

紹介議員

久代安敏 (印)  
岡本健三 (印)

### 所得税法第56条の廃止を求める請願書

#### 【請願事項】

所得税法第56条の廃止を求める意見書を国にあげて下さい。

#### 【請願趣旨】

所得税法第56条は「事業主の配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」（条文趣旨）と定めており、家族従業者の働き分（自家労賃）を認めていません。

家族従業者の働き分は事業主の所得となり、配偶者86万円、配偶者以外の家族50万円が控除されるのみで、これは最低賃金にも達しない額です。このことにより、家族従業者は社会保障や行政手続きなどの面で不利益を受けています。

「青色申告にすれば給料を経費にできる」（所得税法第57条）と言いますが、青色申告の専従者給与は、税務署長への届け出と記帳義務などの条件付きであり、取り消される場合もあります。労働の対価を受け取ることは、基本的人権に属する事柄であって、申告の形式や税務署署長の許可を要件とすること自体が人権侵害であり、日本国憲法違反と言えます。

また、すでに白色申告者にも記帳は義務化されており、青色申告と同水準の記帳がおこなわれています。白色申告の家族の働き分を認めないことは、もはや道理がありません。

家族従業者の人権を認めない所得税法第56条の廃止を求める意見書は、全国525自治体で採択されています。第4次男女共同参画基本計画は、「女性が家族従業者として果たしている役割が適切に評価されるよう、税制等の各種制度の在り方を検討する」と明記しています。

世界の主要国では家族従業者の働き分を必要経費と認めています。国連女子差別撤廃委員会は2016年3月「所得税法第56条が家族従業女性の経済的自立を妨げていること」を懸念し、「所得税法の見直し」を日本政府に勧告しました。日本弁護士連合会（日弁連）も2017年11月、政府への意見書に「家族従業者本人の労働の対価と明確に位置付けられるよう」と、所得税法第56条、57条の見直しを正式に盛り込んでいます。

政府は56条廃止に向けた検討を始めていると答弁していますが、いまだ実現していません。家族従業者の人権保障の基礎をつくるために早急に廃止してください。

以上

## 所得税法56条の廃止を求める意見書（案）

所得税法第56条（以下、56条という）は、家族従業者の働き分を必要経費として認めていない。家族従業者の働き分は事業主の所得とみなされ、家族従業者は労働基本権を奪われた状態になっている。世界の主要国では家族従業者の人格、人権、労働を正当に評価し、その働き分を必要経費に認めている。家族従業者の権利回復のために早急に56条は廃止されなければならない。

現在、家族従業者の労賃は、所得税法第57条（以下、57条という）の各項で定められているとおり、白色事業専従者控除として年間、配偶者86万円、配偶者以外の家族50万円が控除されるのみで最低賃金にも達していない。青色申告では家族従業者への給与を経費として認めているが、税務署長への届出と許可を得ることが前提の優遇措置であり、労働の対価を受け取るという権利を認めたものではない。また、平成26年1月から、すべての個人事業者に記帳の義務が課せられたことにより、青色申告者に限って家族従業者への給与の支払いを認める根拠はなくなっている。

2016年3月には、国連女性差別撤廃委員会から、「56条により女性の経済的自立が妨げられている」として是正の勧告が出され、2017年11月には、日本弁護士連合会（日弁連）が、「家族従業者本人の労働の対価と明確に位置付けられるよう、56条及び57条を見直すべき」と政府へ意見書を上げている。政府自身も56条の見直しを「検討する」と国会で答弁しており、56条についての問題は明確になっているが、いまだなんらの実効的な対応はとられおらず、家族従業者の人権の確立は急務の課題となっている。

### 記

1. 所得税法第56条を廃止すること。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

日南町議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

令和2年第2回日南町議会定例会

陳情文書表

受理番号	受理年月日	件名	陳情の要旨	陳情者の住所及び氏名	付託委員会
第1号	令和2年 2月18日	日南町木材団地の水源確保整備に関する要望書	別紙写し のとおり	鳥取県日野郡日南町生山 423 番地 2 日南町森林組合 代表理事組合長 平田 広志 鳥取県日野郡日南町下石見 1829-96 山陰丸和林業(株)生山事業所 所長 畠山 貴行 鳥取県日野郡日南町下石見 1829-109 (株)米子木材市場生山支店 支店長 絹谷 悟 鳥取県日野郡日南町下石見 1829-103 (株)オロチ 代表取締役 森 英樹 鳥取県日野郡日南町下石見 1843-1 日南町木材生産事業協同組合 代表理事 西村 雅文	経済福祉常任委員会
第2号	令和2年 2月25日	日本政府は中東沖への自衛隊派遣をすみやかに撤回するよう求める意見書採択についての陳情書	別紙写し のとおり	鳥取県日野郡日南町霞 1553 番地 1 九条の会・にちなん 代表 石田 正義	総務教育常任委員会



議長	局長	合議	主査
			

2020年2月18日

日南町議会議長  
山本芳昭様

日南町森林組合 代表理事組合長 平田 広志  
日南町生山 423 番地 2 電話 82-0130

山陰丸和林業(株)生山事業所 所長 畠山 貴行  
日南町下石見 1829-96 電話 83-1361

(株)米子木材市場生山支店 支店長 絹谷 悟  
日南町下石見 1829-109 電話 83-1228

(株)オロチ 代表取締役 森 英樹  
日南町下石見 1829-103 電話 83-6123

日南町木材生産事業協同組合 代表理事 西村 雅文  
日南町下石見 1843-1 電話 83-0211



記

## 日南町木材団地の水源確保整備に関する要望書

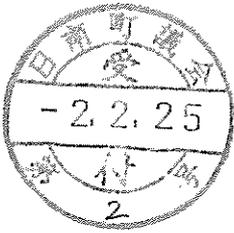
平素より、日南町の林業木材産業振興に格別のご支援を賜り心より感謝申し上げます。

さて、木材団地の現状を申し上げますと昨年と本年度の降雪不足による地下水の減少かと考えられますが、工場用水（井戸水）が不足している状況にあります。

緊急的な対策として下石見簡易水道や防災基地の消火栓より毎日 40 t 供給頂き、団地 4 企業は何とか操業を続けておりますが、水問題が解消した訳ではありません。企業の維持及び新たな企業立地に向けて安定的な水源の確保が早急に必要と考えます。

日野川の森林木材団地創業より木材取扱量は年間 3 万 m<sup>3</sup> から 11 万 m<sup>3</sup> と 3 倍強増量し、年間を通じて安定的に伐採作業が可能となったことから、町内の若い後継者が林業の現場で活躍して頂いています。その受け皿となる木材加工流通業界の存続は日南町の重要な課題であると考えます。

以上のような観点から、各企業が将来にわたって安心して操業できるような安定的な水源の確保を行っていただきますようお願い申し上げます。



2020年2月25日

日南町議会  
議長 山本芳昭 様

九条の会・にちなん  
代表 石田正義   
鳥取県日野郡日南町霞 1553 番地 1  
電話 0859-82-0037

日本政府は中東沖への自衛隊派遣をすみやかに撤回するよう  
求める意見書採択についての陳情書

【陳情の趣旨】

去る2月2日、海上自衛隊の護衛艦部隊が、緊張が激化する中東地域へ向け横須賀港より出航しました。この自衛隊派遣は、防衛省設置法の「調査・研究」を名目とする派遣です。このような形で1年単位の長期間に渡って自衛隊が海外に派遣されたことはかつてありません。しかもこの自衛隊派遣は、国会審議を経ることなく国会閉会中の閣議決定を根拠に行われており、国民への説明がまったくないまま行われました。

当然ながらこの自衛隊派遣は、武力による国際紛争の解決を禁じた日本国憲法・第九条の理念と相入れないものであり、私達「九条の会・にちなん」は日本政府によるこの暴挙を深く危惧しています。憲法九条の下、自衛隊に求められているのは自国の領土に直接的な軍事的脅威が迫ったとき、その脅威から国民を守ることであり、海外の軍事的緊張の高い地域で活動することではありません。しかも、現在の中東の緊迫した状況は、米国が国連憲章に違反してイランの政府要人を殺害したことにより招いたものであり、いわば日本とは関係のない他国どうしの問題です。そしてこの問題は、元を正せば米国がイラン核合意から一方的に離脱したことにより生じています。したがって、日本政府がなすべきことは自衛隊の派遣ではなく、憲法九条の精神にもとづいた外交により米国とイラン双方へ和解を促すこと、特に、米国に対してイラン核合意への一日も早い復帰を促すことです。

これらの状況に鑑み、私達は貴議会が日本政府に対し中東沖への自衛隊派遣をすみやかに撤回するよう強く求めることを要請します。

【陳情項目】

1. 日本政府が中東沖への自衛隊派遣をすみやかに撤回するよう、意見書を提出してください。

## 中東沖への自衛隊派遣をすみやかに撤回するよう求める意見書（案）

1月初め、トランプ米国大統領の指示による米軍のイラン司令官殺害をきっかけに、中東の緊張が激化し、軍事衝突から戦争に発展する危機が続いている。主権国家の要人を空爆によって殺害する権利は、世界のどの国にも与えられていない。これは国連憲章に違反した無法な先制攻撃そのものである。今日の米国とイランの軍事的緊張の根源は、2018年5月、米国のトランプ政権がイラン核合意から一方的に離脱したことにある。

こうした中、中東の緊張が著しく高まっているにもかかわらず、トランプ米国大統領がよびかけた「有志連合」に事実上こたえた形で、中東沖への自衛隊派遣を行い、政府は、自衛隊は米軍に情報を提供し共有するとしている。米国とイランに軍事衝突が起きれば、自衛隊は米軍とともに戦争をすることになる。

昨年末の派遣決定について、「国会で十分な審議もなく、国会閉幕後に海外派遣を閣議決定するやり方は看過できない」（地方紙）と批判されるほど、国民には説明もなされていないのである。

日本船舶の安全確保や中東地域の緊張緩和のためにも、国がなすべきは自衛隊を派遣することではなく、トランプ米国大統領に対してイラン核合意への復帰を説く外交努力である。

よって、本議会は国に対し、中東沖への自衛隊派遣をすみやかに撤回するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2020年 月 日

鳥取県日南町議会

内閣総理大臣	安倍晋三	様
防衛大臣	河野太郎	様
衆議院議長	大島理森	様
参議院議長	山東昭子	様